

変更届の遅延に伴う「始末書」の提出について ～変更届の提出漏れ、遅れはありませんか～

建設業の許可を受けた後、下表に該当する事由が発生した場合は、建設業法第11条により定められた期限内に変更等の届出を行うことが規定されています。

変更等の届出が適切に行われなかった場合には、監督処分や罰則の対象となる場合があります。

※ 平成29年5月1日以降、下記変更届提出を遅延した場合は、遅延理由等を記載した「始末書」を提出してください。

変更等の届出が義務付けられているもの	提出期限
<ul style="list-style-type: none"> ・経營業務の管理責任者、専任技術者、建設業法施行令第3条に規定する使用人に変更があった場合 ・建設業の欠格要件に該当することとなった場合 	事由発生後 2週間以内
<ul style="list-style-type: none"> ・商号又は名称、所在地、資本金、支店等の業種に変更があった場合 	事由発生後 30日以内
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の役員等、支配人の就退任の場合 ・法人の役員等、個人事業主、支配人の婚姻・養子縁組等による氏名の変更があった場合 	事由発生後 30日以内
<ul style="list-style-type: none"> ・建設業を廃業した場合（一部業種の廃業、個人事業主の死亡、法人の合併・破産等による廃業の場合を含む） 	事由発生後 30日以内
<ul style="list-style-type: none"> ・事業年度が終了した場合（毎年） 	毎事業年度経過後 4ヶ月以内
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の定款に変更があった場合 ・使用人数に変更があった場合 ・国家技術者、監理技術者に変更があった場合 ★注1 ・健康保険等の加入状況に変更があった場合 	毎事業年度経過後 4ヶ月以内

~~(注1) 国家技術者等・監理技術者一覧表の変更届のうち、技術者が削除となった場合は、当該技術者が他の建設業者の登録対象となる場合もありますので、変更が生じたときは速やかに届出を行ってください。~~

※ 各種変更の様式、提出書類についてはホームページをご覧ください。

<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kensetugvo/>

【問い合わせ先】

長崎県土木部監理課 建設業指導班

電話 095-894-3015